

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。（「いじめ防止対策推進法」より）

2 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめ防止等対策に関する基本理念

ア 「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである。」という認識のもと、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「学校の内外を問わず、『いじめを見逃さない、いじめを許さない、いじめに負けない』児童を育てるために、本校の「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

イ いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組む必要がある。中でも、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動及びいじめに負けないたくましい児童の育成は、全教育活動のあり方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践するよう努めること。

ウ 集団の中で弱い立場の児童（いじめられている児童）に寄り添い、その児童の心の痛みを親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫くこと。

(2) いじめ問題についての基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、その特質を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見・早期対応」に的確に取り組むことが必要である。以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的認識である。

- ・ いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・ いじめは大人（教師）の気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・ いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ・ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 和霊小学校いじめ防止等対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任、ハートなんでも相談員等によって構成する、いじめ防止等の対策のための和霊小学校いじめ防止等対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。また校長判断による心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

4 いじめの防止等の対策のための具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

ア 学級経営の充実

学級開きにおいて、いじめを許さない学級づくりをすることを宣言する。また、「分かる」「考える」「伸びる」授業の展開に努め、児童一人一人が自己肯定感を高められる学級づくりをする。

イ 道徳教育の充実

全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。そして授業においては、いじめの問題について議論する活動を取り入れるなど、主体的な活動を推進する。

ウ 人権・同和教育の充実

「いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」ことを徹底指導し、いじめや差別を許さない集団づくりに努める。

エ 体験活動の充実

児童が、他者や社会、自然との直接的な関わりを通して自己と向き合い、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得できるよう様々な体験活動を実施する。

オ 児童の主体的な活動(児童会活動)

児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童会主体で行う。

カ 相談体制の整備(教育相談の充実)

全校児童の指導に全職員であたるという共通理解のもと、「教育相談(月期1回)」を実施し、児童が日頃から気軽に相談できる環境を整えるとともに、情報の共有を図る。

キ ネット上のいじめに対する対策

児童の携帯電話やインターネットに関する使用状況を把握し、ネット上で行われるいじめを防止し、また対処できるように、情報モラル教育や啓発活動、研修会等を実施する。

ク 支援の必要な児童の共通理解

校内支援委員会を通して共通理解を深め、支援の必要な児童に対応した学級経営学校経営に努める。

ケ 校内研修の充実

いじめ防止のための対策に関する研修を実施し、いじめ防止に関する職員の資質向上を図る。

コ 保護者への啓発

いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、保護者に啓発する。

サ 学校相互間の連携協力体制の整備

保育園、中学校と連携した情報交換の場を設けるなど、連携協力体制を整備する。

(2) いじめの早期発見

ア アンケートの実施

毎学期行う「学校生活アンケート」と毎月の教育相談を関連付けながら行い、児童一人一人の理解に努める。知り得た情報は、全職員で共通理解の場を持ち、以降の指導に生かす。特に児童自らが情報を発信した場合は、迅速に対応する。

イ 相談員との連携

ハートなんでも相談員と連携し、支援を必要としている児童のサポートに当たる。

ウ 日々の観察・日記等の活用

休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配り、日記などから交友関係や悩みを把握する。

エ 家庭との連携・情報の共有

家庭と連携し、いじめの早期発見のための情報の共有、啓発に努める。

オ 地域との連携

民生委員懇談会等を通じて児童の校外生活での課題等について情報の共有を図り、いじめの早期発見に努める。

カ 早期発見のための職員研修

いじめの早期発見に関する研修を実施し、職員の資質向上を図る。

(3) いじめ問題への早期対応

ア 情報の共有

いじめに関する相談を受けた場合やいじめに関する情報を得た場合は、速やかに校長、教頭、生徒指導主事に連絡する。

イ 事実確認

聞き取り調査等の場合は、学級担任や学年主任、生徒指導主事等、複数の教職員で対応し、記録を保存する。

ウ 組織で対応

いじめの事実が確認された場合は、報告から24時間以内に「校内いじめ防止対策委員会」を開き、対応を協議し、方針を決める。5日以上たっても改善が見られないときは、別途具体的方針をたてる。

エ 指導及び保護者との連携

いじめをやめさせ、その再発を防止するため、被害児童・保護者に対する支援と加害児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。また、被害児童が安心して教育を受けるために必要がある場合は、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

オ 観衆・傍観者への指導

いじめは、学級や学校集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示すとともに、毅然とした態度で指導する。

カ 教育委員会への報告・連絡・相談

「いじめ」と認められたものについては、教育委員会へ報告し必要に応じて指導を受ける。

いじめ防止のための5つのポイント

- ① いじめを許さない学級づくりに努める。
- ② できる・分かる授業を中心として、児童一人一人の自己肯定感を高める教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のための具体的措置を講じる。
- ④ いじめの早期対応のために、学校内外の組織や専門家と協力する。
- ⑤ 学校と家庭が連携して指導にあたる。